News Release　　2009 年 4 月 27 日

定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年４ 月 27 日開催の当社取締役会において、定款一部変更の承認を求める議案を平成 21 年６月 26 日開催予定の当社第 68 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴い、現行定款に以下の通りの変更を行うものであります。

(1) 平成 21 年１月５日をもって、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、当社現行定款第７条の株券を発行する旨の規定ならびに、第 10 条の単元未満株券不発行に関する規定が不要となることから、これらの規定を削除するものであります。

(2) 決済合理化法附則第２条により「株券等の保管および振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことから、当社現行定款第 11 条の基準日に関する規定の中の「実質株主」および「実質株主名簿」に係る文言の削除を行うものであります。

(3) 平成 22 年１月６日をもって失効する当社現行定款第 12 条第３項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。

(4) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

２．変更内容

変更内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条 ～　　（条文省略） 第６条	第１条 ～　　（現行通り） 第６条
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
（自己の株式の取得） 第８条　　（条文省略）	（自己の株式の取得） 第７条　　（現行通り）
（単元株式数） 第９条　　（条文省略）	（単元株式数） 第８条　　（現行通り）

（単元未満株券の不発行） 第 10 条　当会社は、第 7 条の規定に関わらず、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	（削除）
（基準日） 第 11 条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　（条文省略）	（基準日） 第９条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　（現行通り）
（株主名簿管理人） 第 12 条　（条文省略） ２　（条文省略） ３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	（株主名簿管理人） 第 10 条　（現行通り） ２　（現行通り） ３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第 13 条 ～　（条文省略） 第 41 条	第 11 条 ～　（現行通り） 第 39 条
（新設）	（附則） 第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第２条　前条および本条は、平成 22 年１月５日まで有効とし、平成 22 年１月６日をもって前条および本条を削除するものとする。

３．日程

平成２１年６月 26 日開催予定の当社第 68 期定時株主総会に付議承認後、効力が発生するものといたします。

以上